破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５４号

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字宮前314番地

債務者　清野　甲喜

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１１９５号

横浜市港南区日野南４丁目10番21号

債務者　岩田　哲也

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７６号

京都市伏見区横大路天王前38番地２　カーサミニヨン202、前住所浜松市東区市野町1878番地の３　太田方

債務者　藤田　篤

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野﨑　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号

高知市槙山町12番17号　第２明石コーポ305号室、申立時の住所高知市朝倉甲532番地22沖田県教職員住宅Ｂ－４

債務者　妙木　誠

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２８号

沖縄県糸満市西崎６丁目18番５―403号　ＹＳビル

債務者　伊盛　米浩

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０号

和歌山県新宮市新宮4603番地の２

債務者　山本　純弘

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第２８２号

函館市亀田本町23番５―401号

債務者　沼田健太郎

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　奨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２８６号

北海道北斗市中野通３丁目25番25号　リバーサイド101号

債務者　池田　正宏

1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５００号

北九州市若松区迫田町５番53号

債務者　田中　浩人

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５０２号

北九州市小倉南区湯川新町４丁目６番６―109号

債務者　永田　祥子

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６２４号

横浜市西区浅間台82番地１　曽我マンション102号、申立時の住所横浜市保土ケ谷区星川１丁目１番715号

債務者　秋吉　晃

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　壽和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７６号

熊本市西区池田１丁目35番３―709号　アーサー京町パークシテイ

債務者　上田　浩一

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森枝　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０２号

熊本市中央区新大江３丁目12番22―501号

債務者　西　とよ子

1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号

宮崎県日向市大字財光寺沖町２番地

債務者　黒木　広代

1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１５９号

京都市左京区高野西開町15番地　ニシキマンション406

債務者　及川　忠孝

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巖生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６４号

京都市右京区西京極堤下町31番地　ＫＩＮＤ（ＥＮ）Ⅱ―306

債務者　土井　潔

1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係